【川越市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（案）の考え方について】

第７次地方分権一括法に関連した県からの権限移譲が目的であることから、指定通所支援における質の確保や施設類型による差異が生じないよう、以下の事項については、県と同様に国基準を上回る基準を設けます。

１　国の基準が規定されておらず、県が基準を設定したもの

⑴　指導訓練室の床面積（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

児童福祉施設（福祉型児童発達支援センター）と同等の１人当たり２．４７㎡以上とします。

⑵　相談室、便所の設置（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

児童福祉施設（福祉型児童発達支援センター）と同様に、相談室及び便所を設置することとします。

⑶　事故の防止及び防犯に対する措置を講ずること（全サービス共通）

障害児が安全かつ安心して利用できる環境を整備するよう促進するため、努力義務として規定します。

２　国の基準に対して、県が上乗せして基準を設定したもの

⑴　非常災害対策（備蓄）（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）

国基準では非常災害対策については、避難訓練の実施や非常災害に関する具体的な計画を立てること等が規定されていますが､埼玉県の基準では、さらに災害時の食糧その他必要な物資の備蓄に努めることと規定しています。障害児が安全かつ安心して利用できる環境を整備するよう促進するため、非常災害時のための備蓄について、努力義務として規定します。

	国基準	県基準	市基準（案）
指導訓練室の床面積	規定なし	１人当たり2.47㎡以上	１人当たり2.47㎡以上
相談室、便所の設置	規定なし	設置すること	設置すること
事故防止・防犯対策	規定なし	努力義務	努力義務
非常災害対策（備蓄）	規定なし	努力義務	努力義務

その他の基準については、国基準どおりとします。